

## 丸亀市ごみステーション修繕費等補助金交付要綱

(一年一月一日告示第一号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭廃棄物の集積を行う場所(以下「ごみステーション」という。)の修繕費用を予算の範囲内で補助することについて丸亀市補助金等交付規則(平成17年規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象者は、コミュニティ、自治会等の地域住民で形成された団体の代表者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる修繕費用は、ごみステーションの構造物(基礎、支柱、囲い、屋根、床、扉、掲示板及びネットのみのごみステーションにおいてはネット本体をいう。)の安全性確保又は衛生維持に必要な補修、交換及び補強に要する経費とし、国、県等の公的補助金又は保険金等を受け取った場合は、その金額を控除した額とする。

2 次に掲げる経費は、補助の対象外とする。

(1) 意匠又は装飾目的のみの改良(塗装の装飾、意匠変更等)

(2) 利便性向上のみを目的とする付属品(監視カメラ、照明器具等)

(3) 当該ごみステーションを利用する者等が自ら購入した修繕用の材料及び工具類の費用

(補助金の額)

第4条 補助金額は、修繕費用に2分の1を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。

2 補助の対象者が自治会(丸亀市自治会補助金交付要綱(平成21年告示第11号)に基づく届出のある団体をいう。)に加入している場合は、前項の規定により算出した額に10,000円を加算することができる。この場合において、補助金額の合計金額は、修繕費用を超えることができない。

3 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額を補助金額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、丸亀市ごみステーション修繕費等補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、当該修繕を行った日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

2 同一のごみステーションについて、この補助金の交付を受けた日から起算して5年以上経過しなければ申請することができない。ただし、災害、事故等により破損した場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、申請者に交付の決定をしたことを丸亀市ごみステーション修繕費等補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条の通知を受けたときは、丸亀市ごみステーション修繕費等補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(調査又は指導)

第8条 市長は、ごみステーションの修繕状況について、調査又は指導をすることができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) 前条に規定する調査又は指導に応じないとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

丸亀市ごみステーション修繕費等補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

丸亀市ごみステーション修繕費等補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

丸亀市ごみステーション修繕費等補助金交付請求書

[別紙参照]